

陳情一覧表

令和元年6月盛岡市議会定例会（令和元年6月7日）

受理番号	受理年月日	陳情の要旨	提出者
5	H31. 3.28	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	「新しい提案」実行委員会 [REDACTED]
6	R1. 5.15	盛岡市の所轄である「赤せん道路」を同じ所轄である「林道」に編入に関する陳情	[REDACTED]
7	R1. 5.20	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	全国青年司法書士協議会 [REDACTED]
8	R1. 5.29	日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情	一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム [REDACTED]

受理番号	受理年月日	陳情の要旨	提出者
9	R1. 6. 3	米軍普天間飛行場の辺野古移設 を促進する意見書に関する陳情	[REDACTED] 宜野湾市民の安全な生活を守る会 [REDACTED]

岩手県
盛岡市議会議長 殿

陳情第 5 号

2019年3月25日



団体名 「新しい提案」実行委員会
氏名 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
連絡先 [REDACTED]
外6名(別紙陳情人目録のとおり)

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

(陳情の要旨)

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、沖縄以外の全国のすべての自治体を等しく候補地とし、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。

を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

(陳情の趣旨)

1. 沖縄の声

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。憲法改正の手続きにおける国民投票の場合には投票総数の5割以上で国民の民意にもとづく承認とみなすことが憲法及び国民投票法で規定されていることを鑑みれば、今回県民が直接民主主義によって示した民意は決定的である。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急におこなう必要がある。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下の平等の各理念に著しく反している。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることは多数の識者から指摘されており、日米元政府高官も軍事的には沖縄ではなく、他の場所でも良いと明言している。安倍首相をはじめ元防衛大臣らも本土の理解が得られないという政治的な理由で沖縄に決定したと明かしている。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いである。

日米安保条約に基づき米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、それは本土・日本国民が全体で負担すべきものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄にお民意を無視し新基地を建設することは明白な差別である。国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、上記1～3に整理した民主主義及び憲法にのっとった公正な手続きを踏んだ解決をはかることを求める。

2. 憲法41条、憲法92条、憲法95条違反

名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006年5月30日及び2010年5月28日）があるのみである。

憲法41条は、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と定め、立法権を国会に独占させていることから、「国政の重要事項」については国会が法律で決めなければならない。次に、憲法92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と定めており、地方公共団体の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければならない。そして憲法95条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と規定する。

安倍晋三首相は2015年4月8日参議院予算委員会で「辺野古問題は国政の重要事項にあたる」と述べ、2016年9月16日の福岡高裁那覇支部判決は、辺野古新基地建設が「自治権の制限」を伴うことを明確に認めている。そうすると、辺野古米軍基地建設は「国政の重要事項」であり、沖縄県の自治権を制限するものであるから、今回の県民投票は憲法95条の趣旨に沿うものとして、憲法上の拘束力がある。よって、政府は日本国憲法に基づき、普天間基地の沖縄県外への移設を民主主義のプロセスで追求し、また日米安保条約および日米地位協定の規定する日米合同委員会を通じて協議すべきである。

3. SACO（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反

普天間基地の返還はSACO（沖縄に関する特別行動委員会）において日米間で決定した。SACO設置の経緯について防衛省は公式にこう説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考え方の下、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う」。しかしながら、1996年12月のSACO最終報告では、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされ、SACO設置時の基本理念に違反している。

日米両政府が普天間基地の代替施設が必要であるというのであれば、沖縄が歴史的に背負わされてきた過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」なのだから、「沖縄以外の全国全ての自治体をまずは潜在的な候補地」として、国民的議論を経て県外・国外かを決定し、解決すべきことは本来当然の帰結である。

4. 民主主義の二つの大原則に反する

民主主義は、多数者支配の政治を意味せず、その決定は、単なる多数決ではなく、少数者の権利の擁護も責務とされている。そして、最も尊重すべきは固定的少数者であるとされている。

つまり、少数者にも、流動的少数者と固定的少数者があり、前者は、競争の自由が保障されれば、やがて自由競争を通じて多数者となる可能性をもつて一時的に多数決の支配を受けることを甘受することができる。しかし固定的少数者は、多数決によれば常に敗北する運命にあり、し

たがって多数決によって剥奪できない自由と自治が与えられる必要がある。

各種世論調査では日米安保条約の解消を求める世論は数%にしか過ぎない圧倒的少数派であるが、選挙など次のラウンドで多数になる機会があるという意味では流動的少数者である。一方、47都道府県の1県であり、人口も1%に過ぎない沖縄県は、米軍基地に関する政治状況において固定的少数者である。

つまり、民主主義とは「多数決の原理」と「少数者の権利の擁護」という二つの原則からなり、これは民主主義国家の基盤を支える一対の柱なのである。いうまでもなく、多数決の原理は公共の課題に関する決断を下すための手段であり、少数者の抑圧への道ではないからである。

なお、国政選挙において日米安保破棄等を明確に争点として掲げ、多数の信任を得ることなしに「沖縄に要らない基地は全国のどこにも要らない」と頑なに主張することは、公共の課題である安全保障政策について多数決で決することを求めるという意味で多数決を尊重せず、かつ結果的に沖縄という少数者の権利を害することになる。とすれば、かかる主張もまた、先に述べた民主主義の二つの原則に反するものである。

普天間基地の返還が20年以上もかけ「なぜ1ミリも進まないのか」という問い合わせに対する回答は、政府・与党も、野党も、日本の政治がこの過程から逃げ、踏まなかつたということに尽きる。

5. 人権侵害及び法の下の平等違反

沖縄は幸福追求権などの基本的権利から遠く、平和的生存権さえ脅かされ続けている。このことは、1945年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1952年のサンフランシスコ講和条約での沖縄の施政権の切り離し、同時期における本土からの沖縄への米軍基地の移転、1972年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯、度重なる米軍及び米軍属による事件・事故などからも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

少なくとも、1996年4月、当時の橋本總理大臣とモンデール駐日大使が「今後5年ないし7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表をした際、代替施設が必要だというのなら、前記SACO設置時の基本理念に基づき、沖縄以外の全国の自治体が等しく候補地となり国民的議論において決定すべきであった。しかし、政府は、専ら「本土の理解が得られない」という不合理な区分により、「辺野古が唯一」と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行していることは、憲法13条の幸福追求権や平和的生存権を侵害し、憲法14条の定める「法の下の平等」に反する。

6. 求められているのは、民主主義及び憲法に基づいた公正な解決

沖縄の米軍基地の不均衡な集中、本土との圧倒的格差を是正するため、沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

次に、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、国民全体で議論すべき問題である。したがって、普天間基地の代替地について、沖縄県外・国外移転を、当事者意識を持った国民的な議論によって決定すべきである。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとなならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものである。

(別紙) 陳 情 人 目 錄

[REDACTED]

盛岡市の所轄である「赤せん道路」を同じ所轄である「林道」に編入に関する

陳情（要望）

『県道169号線旗井沢のバス停から東側に入った林道に接続している「赤せん道路」が
次のバス停宮野から入った道路に直結する1.5kmの内取り敢えず800mを林道に編
入して頂きたい。』

令和元年5月15日

盛岡市議会議長 天沼久純様

陳情（要望）者

住 所

[REDACTED]

氏 名

[REDACTED]

陳情第 6 号



盛岡市の所轄である「赤せん道路」を同じ所轄である「林道」に編入に関する
陳情（要望）

『県道169号線旗井沢のバス停から東側に入った林道に接続している「赤せん道路」が
次のバス停宮野から入った道路に直結する1、5kmの内取り敢えず800mを林道に編
入して頂きたい。』

【陳情（要望）の理由】

県道169号線旗井沢のバス停から東側に入って300mのアスファルト道路から左右に

別れ右側の1、4kmの砂利道が盛岡市の所轄の林道で大型トラックが通行できる程に整備
されている。その林道が地番が畠井沢3-29の牧草地（玉山字門前寺の立花剛所有）で
途切れ、その繞きが「赤せん道路」で次のバス停宮野から入った道路に直結する1、5km
区間です。その1、5km区間の途中に私の所有する山林があります。敗戦後、昭和26年
頃、私の父母がカラマツの苗木を植林し、私も手伝いましたが、当時はその道路は荷馬車
やリヤカーが通行でき、整備されていました。その道が次の地区に通じる道路だったので
す。私が18才の頃で、よく記憶が鮮明に残っています。その後、平成23年まではその
赤せん道路は左右の草木が道を塞ぐように繁茂している状態で人間さえも通行できない有
様でした。その事に気付き平成23年に玉山総合事務所、産業振興課林業担当、建設課に
整備をお願いしたが、取り合ってくれませんでした。致し方なくその区間1、5kmのうち

2.

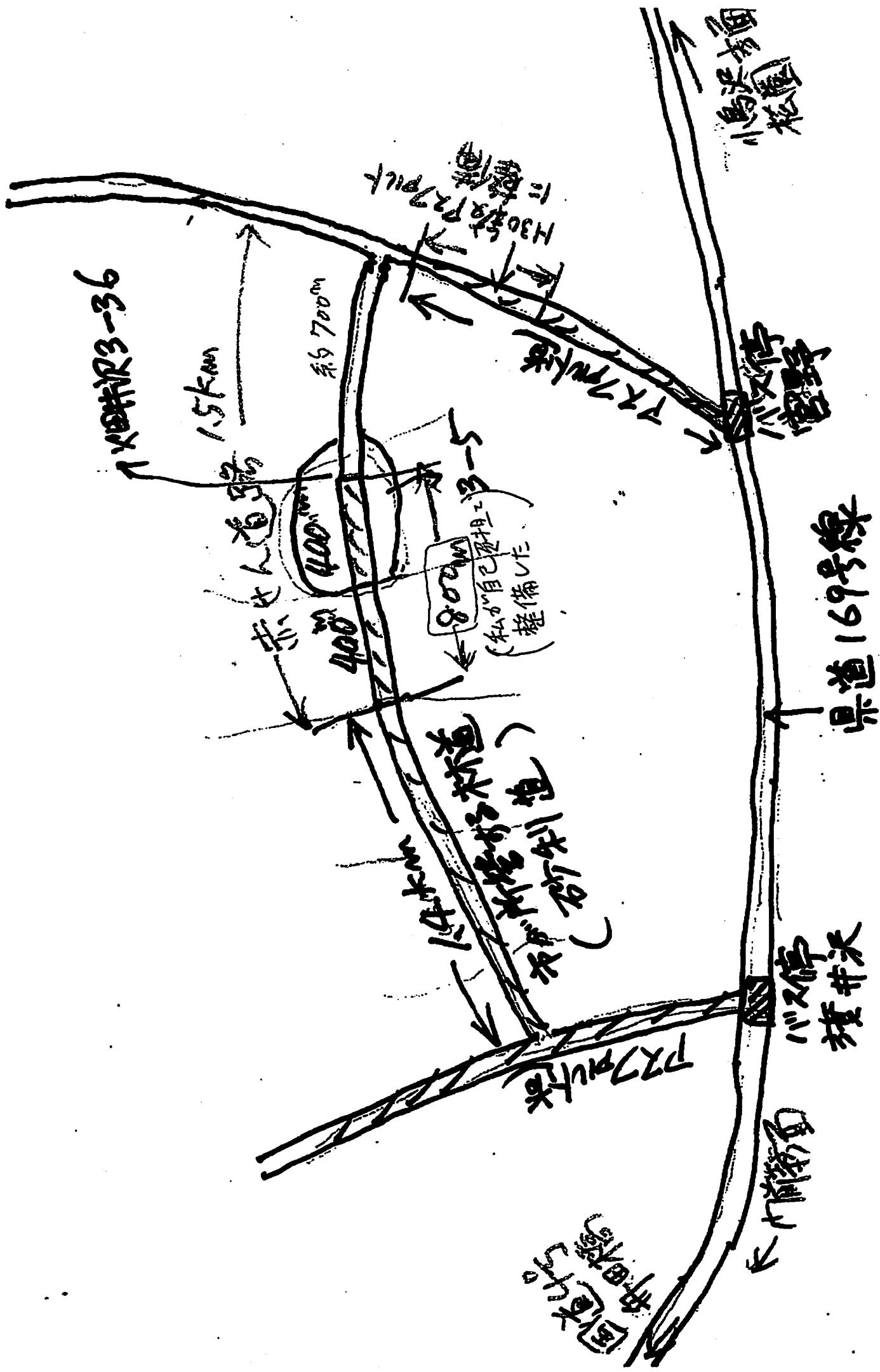
800mを平成26年に私が自己負担で業者に依頼し大型トラックで砂利を入れ、整地して整備しました。敗戦後植林したカラマツの樹木を伐採し再造林のため、やむを得ず費用を自己負担しました。前述の約1、4kmの市の所轄の林道の両側の山林はよく手入れが行き届き、場所によっては樹齢からも伐採して2度目の植林に入っている状態です。

一方、私がお願いしている約800mの赤せん道路の両側や周辺の山林はほとんど人手が入らず放置された状態です。林道という行政の恩恵を受けている前者と行政の恩恵を受けていない後者とは森林整備の格差は歴然としています。赤せん道路周辺の山林所有者は個人で費用を負担してまで道路整備には二の足を踏んでおりります。なぜなら山林整備（植付け、下刈、枝打ち、間伐など）に多大な経費負担があり、伐採して得た代金は直ぐ植林、下刈、枝打ち、間伐などの費用に充当され赤字になてしまうのが小規模山林所有者の実態だと思います。小規模所有者はこの実態を熟知しているから、やむなく荒れ放題でも致し方なく放置したままにしているのだと思うします。特に所有者は高齢化していて道路整備には体力的に不可能です。また山林所有者には農家が多く道路整備の時期が農繁期と重なり、結局、道路整備は業者に依頼せざるを得ない状況です。山林は豊かな自然環境を保全し二酸化炭素の吸収源としての役割など、他にも多くの役割があるが、多くの山林所有者は森林整備に取り組む意欲を喪失しまったと言っても過言ではありません。今まで8年間もの長い期間、私が行政にお願いしてきたが全くダメでした。何故かと言えば、林道に編入されれば、盛岡市の責任で整備しなければならないからで、今までの体験からこの

3.

方法しかないからです。頼る方は市議会の先生方のみです。宜しくお願ひ申し上げます。

平成26年に費用を私が自己負担して整備した800mの赤せん道路ですが、その道路に車が通った後に残るわだち=轍が雨降りの時期は水路になって砂利が流され道路がダメになってしまうので毎年補修が必要です。その為、整備した年から3年間、市に補修をお願いしてきたが納得できる補修はありませんでした。せっかく、なけなしの金を使って整備したものダメにしたくないです。赤せん道路を私が整備したことで隣の山林所有者が翌年になって林業機械を使って作業をしていました。1ヶ月位は作業をしていたと思います。この様な形が輪になって大きく広がって、林業振興つまり産業振興に寄与していくものと確信しております。どうかこの事をご理解を賜りたく心からお願ひ申し上げます。重ねて申し上げ恐縮ですが、是非、上記の赤せん道路を市の管理する林道に編入してくださるよう陳情いたします。



岩手県
盛岡市議会議長 殿

陳情第 7 号

2019年5月15日



団体名
氏 名
住 所
連絡先

全国青年司法書士協議会



辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

(陳情の要旨)

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。
を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

(陳情の趣旨)

1. 沖縄の声

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。今回県民が直接民主主義によって示した民意は明確であり、これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急におこなう必要がある。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることは多数の識者から指摘されており、日米元政府高官も軍事的には沖縄ではなく、他の場所でも良いと明言している。安倍首相をはじめ元防衛大臣らも本土の理解が得られないという政治的な理由で沖縄に決定したと明かしている。

日米安保条約に基づき米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、それは日本国民が全体で負担すべきものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄にお民意を無視し新基地を建設することは明白な差別である。国家の安全保障に関わる重要事項だというので

あれば、なおのこと、上記1～3に整理した民主主義及び憲法にのっとった公正な手続きを踏んだ解決が求められるべきである。

2. 憲法41条・憲法92条・憲法95条違反

名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006年5月30日及び2010年5月28日）があるのみである。

憲法41条は、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と定め、立法権を国会に独占させていることから、「国政の重要事項」については国会が法律で決めなければならない。次に、憲法92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と定めており、地方公共団体の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければならない。そして憲法95条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と規定する。

安倍晋三首相は2015年4月8日参議院予算委員会で「辺野古問題は国政の重要事項にあたる」と述べ、2016年9月16日の福岡高裁那覇支部判決は、辺野古新基地建設が「自治権の制限」を伴うことを明確に認めている。そうすると、辺野古米軍基地建設は「国政の重要事項」であり、沖縄県の自治権を制限するものであるから、今回の県民投票は憲法95条の趣旨に沿うものとして、憲法上の拘束力がある。よって、政府は日本国憲法に基づき、普天間基地の沖縄県外への移設を民主主義のプロセスで追求し、また日米安保条約および日米地位協定の規定する日米合同委員会を通じて協議すべきである。

3. SACO（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反

普天間基地の返還はSACO（沖縄に関する特別行動委員会）において日米間で決定した。SACO設置の経緯について防衛省は公式にこう説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考え方の下、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う」。しかしながら、1996年12月のSACO最終報告では、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされ、SACO設置時の基本理念に違反している。

日米両政府が普天間基地の代替施設が必要であるというのであれば、沖縄が歴史的に背負わされてきた過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」なのだから、「沖縄以外の全国全ての自治体をまずは潜在的な候補地」として、国民的議論を経て県外・国外かを決定し、解決すべきことは本来当然の帰結である。

4. 人権侵害及び法の下の平等違反

沖縄県は幸福追求権などの基本的権利から遠く、平和的生存権さえ脅かされ続けている。このことは、1945年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1952年のサンフランシスコ講和条約での沖縄の施政権の切り離し、同時期における本土からの沖縄への米軍基地の移転、1972年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯、度重なる米軍及び米軍属による事件・事故などからも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する

特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

少なくとも、1996年4月、当時の橋本總理大臣とモンデール駐日大使が「今後5年ないし7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表をした際、代替施設が必要だというのなら、前記SACO設置時の基本理念に基づき、沖縄以外の全国の自治体が等しく候補地となり国民的議論において決定すべきであった。しかし、政府は、専ら「本土の理解が得られない」という不合理な区分により、「辺野古が唯一」と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行していることは、沖縄県民の憲法13条の幸福追求権や平和的生存権を侵害し、憲法14条の定める「法の下の平等」に反する。

5. 求められているのは、民主主義及び憲法に基づいた公正な解決

沖縄の米軍基地の不均衡な集中、本土との圧倒的格差を是正するため、沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

次に、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、国民全体で議論するべき問題である。したがって、普天間基地の代替地について、沖縄県外・国外移転を、当事者意識を持った国民的な議論によって決定すべきである。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものである。

陳情第 8 号

令和元年5月22日

各市町村議会 議長殿

議会事務局

- 1.5.29

議第 13 号

陳情者名：一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム

住 所：

電話番号：

日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める 意見書の採択を求める陳情書

「沖縄県に生まれ育ったすべての人々は、日本人として生まれ、日本語で会話をし、日本語で勉強し、日本語で仕事をしてきました。ゆめゆめ日本の少数民族などと意識したことはありません。」

これは、私が昨年6月ジュネーブの国連人種差別撤廃委員会に参加し、委員に訴えてきたスピーチの主旨です。このような当たり前のこと訴えるために、わざわざジュネーブまで足を運んだのは、2008年に自由権規約委員会で「琉球・沖縄の人々を先住民族と認めて、その権利を保護するべき」という勧告が出て以来、その後3回も同様の主旨の勧告が出され、これを放置していると、国連が認めている先住民族の土地の権利を根拠に自衛隊や米軍基地の撤去を求める声が上がったり、中国が琉球の独立を支援するという大義を根拠に沖縄に軍隊を派遣したり、更には海外の沖縄県人が日本人学校に通えなくなるなど不用な紛争、差別を招くことになるからです。

スピーチに先立ち、豊見城市や石垣市の当勧告の撤回を求める意見書や沖縄の人々が日本人であるという学術的に証明したレポートも提出しました。ここまで行けば、5回目の勧告阻止できるかと思っていました。しかし、昨年8月に同様の主旨の勧告が出されてしまいました。つまり、国連の目には、私は「日本政府の同化政策により、アイデンティティーを失い、自らを日本人だと勘違いしている可哀想な琉球人」と書いたということです。最早、沖縄で報道されている全ての米軍基地問題は、国連にとっては、単なる基地問題ではなく、「国際的少数民族の差別問題」だと認識されているのです。

一方、沖縄では、先住民族について議会で一度も議論されたこともなく、全くマスコミでは報道されないので、多くの県民はその危険性どころか存在すら気がついていません。それは、沖縄県民が何ひとつ関与していないところで、東京を拠点に活動している勢力が、国連に訴えたり、数年前から故翁長元知事や参議院議員の糸数慶子氏など沖縄の政治家が国連で発言するよう手配をすることによって起こされた問題だからです。その東京の代表的な勢力とは反差別国際運動と市民外交センターです。

私は、過去4年以上、この危険な国連勧告の撤回やその原因となっている活動家の運動の阻止を外務省や国会議員に働きかけてきましたが、残念ながら今の日本の法制度では、「琉球・沖縄の人々は日米両政府に米軍基地を押し付けられて差別を受けている先住民族」だと嘘をつく権利は保証されていますが、その嘘を止める権利は無いようです。良識ある国民が今動かなければ、この危険な誤解は更に国際発信され続け、浸透し、従軍慰安婦のプロパガンダ同様、誤解を解くことが不可能になっていくことは、火を見るより明らかなのです。

今、沖縄では、このまま先住民族にされてはたまらないと、全41市町村議会での勧告撤回の意見書の採択を取り組んでいます。今年3月議会では本部町議会で採択されました。しかし、この勧告撤回運動は、沖縄県民だけの力で実現できるものではありません。

全国各地議会の日本人同胞の皆様、沖縄は先の大戦で、米軍の猛攻撃に対して、全国47都道府県の若者が日本民族の存亡をかけて闘って骨を埋めたゆかりの地です。彼らは決して琉球人という先住民族の土地を守るために死んだのではありません。また、米軍統治下におかれ冲縄の先人が選びとった道は、米軍への服従でも、琉球國独立でも無く、祖国日本への復帰です。今の日本は、過去の先人が幾多の困難を乗り越えて日本人としての絆を守り抜いたからこそあるのです。

私達の祖国日本の永遠の団結と繁栄のために以下陳情申し上げます。

記

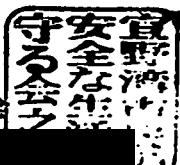
<陳情事項>

1. 日本国に「沖縄県民は先住民族」という国連の誤った認識と勧告の撤回を求める意見書を採択する。

令和元年5月29日

各都道府県・市町村議会 議長 殿

宜野湾市民の安全な生活を守る会



米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情

私達宜野湾市民は、1945年4月1日の米軍上陸とともに始まった米軍普天間飛行場の建設以来、74年間も普天間飛行場とともに生活してきた。それは74年間も米軍基地被害を受け続けて来たということである。

終戦当時生まれた宜野湾市民も、はや後期高齢者入り目前となり、その孫たちが宜野湾市民9万7千余人を形成するに至っている。

私達は、訴えたい。いつまで宜野湾市民は普天間飛行場からの基地被害に晒され続けなければならないのか。ひ孫の時代まで、と言うのか。

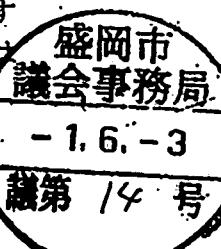
普天間飛行場の名護市辺野古地域への移設に反対する現沖縄県知事を始めとする人々（以下、移設反対派）には、普天間飛行場の危険性を除去する対案を全く持ち合わせていない。にもかかわらず、辺野古移設反対を声高に叫んでいる。その行きつく先は、普天間飛行場の固定化にほかならない。日米政府の合意によって、代替施設の米軍側への提供なくして閉鎖されないことが「沖縄に関する特別行動委員会」（SACO1996年11月）によって決定されているからである。

最近では、普天間飛行場を辺野古に移設しなくとも閉鎖できると、移設反対派は主張し始めた。先の衆議院沖縄三区補欠選挙でも、その「秘策」があると訴えた候補が当選するなど混乱が起きている

しかし重ねて述べるが、知事も含め、彼らに何の具体策もありはしない。普天間の代替施設は国が探すべきであって、県の仕事ではないなどと知事は主張する始末である。また「秘策」なるものも、未だに具体的な説明はまったくない。日本国内の世論を動かして、日米両政府に移設なき閉鎖を実現するとの空想論が語られるだけに過ぎない。そのプロセスに何年を要するつもりなのか、まったく不明である。

そこでは宜野湾市民の一刻も早い普天間飛行場の危険性除去を実現して欲しいとの切なる希望は、願みられていない。2004年夏に発生した普天間飛行場に隣接する沖縄国際大学に普天間飛行場所属のヘリが墜落炎上した事故が、何時再び起こるかもしれない可能性を抱たままである。

普天間飛行場の危険性を除去する唯一の方法は、辺野古移設しかない。移設工事はすでに第一区画の埋め立てが完了する段階であり、軟弱地盤の問題も、多少の工期延長は



陳情第 9 号

- 1, 6, - 3

陳情第 14 号

あれ、普天間飛行場の移設に向けて事態が進展することに変わりはない。宜野湾市民にとって重要なことは、移設の目途が立つ、ということである。何時まで普天間飛行場と付き合わなければならないかが明確であれば、将来への展望が開ける。何時、移設が実現するのかわからないという、過去には、決して戻りたくない。

移設に反対する人々は、普天間飛行場の辺野古移設は「基地の沖縄県内でのたらい回しとなり、よくない」などと主張する。しかし、実際はそうではない。現宜野湾市のある真ん中にある普天間基地と、海岸沿いに統合する既存のキャンプ・シュワーブ基地どちらが安全か、自明の理である。しかも基地の面積は約三分の一に縮小されることには触れない。

何よりも、基地受け入れ先の名護市辺野古三地区（辺野古・豊原・久志）は、移設に条件付きで容認している。基地受け入れの代わりに、地元の振興策を国に依頼した。そしてその条件は国が同意するところとなり、埋め立て事業は進行中である。

既存のキャンプ・シュワーブが辺野古に設置される際の経緯は、交渉の途中には米軍のごり押しもあったが、交渉後半からは辺野古住民代表が説教を決定、地元の振興策を基地建設計画に盛り込んだ。この点、翁長雄志前沖縄県知事が、「沖縄県のすべての米軍基地は、一方的に押し付けられたものである」と強弁したため、誤解を招いている。詳しくは「辺野古区誌」を見ればわかる。辺野古区民の賢明な判断でキャンプ・シュワーブに設置されたのが事実である。

私達、宜野湾市民の安全な生活を守る会は、2016年10月、当時の翁長雄志前知事が、辺野古の埋め立て承認の取り消し訴訟を国に対して提起した際、このままでは普天間飛行場の辺野古移設が頓挫し普天間飛行場が固定化するかもしれないとの強い危機感を持ち、翁長知事の取り消しが無効であることの確認訴訟を、市民112名の訴訟団（団長・平安座唯雄）を結成して行った。

そして、宜野湾市民を対象にした翁長知事提訴への支持署名活動を行った結果、2万筆余の賛同を得ることが出来た。宜野湾市民9万人余、4万世帯中の2万人の署名は、静かだが、大きな普天間移設への宜野湾市民の声を拾い上げることができたと思っている。

私達の訴訟は、沖縄県対国の訴訟が最高裁において国の勝訴に終わったため、取り下げるのこととしたものの、宜野湾市民の普天間飛行場の辺野古移設への熱い思いを感じることが出来たし、市民の現状と声を聴く機会になった

また平成25年8月には、県民有志で結成された「基地統合縮小実現県民の会」が普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するための辺野古移設と経済振興を求める署名活動を行ったところ、わずか3ヶ月間で7万3491名の署名が集まつた。この事に関し、地元メディアは報じていない。

宜野湾市民の安全な生活を確実に守るには、ひとえに米軍普天間飛行場を辺野古地区に移設するしかない。については、国等関係機関に対し、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書、を提出するようご配慮願いたい。

*参考として、別紙「意見書（案）」を添付いたします。